

埼玉県消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県は、消防団車両の運転要員を確保し、迅速な消火活動に資するため、準中型自動車運転免許等を取得しようとする消防団員に対する補助事業を行う、別表に掲げる補助事業者等（以下「市町村等」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

- 第2条 補助の対象となる事業は、「消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について」（平成30年1月25日付、消防地第20号、消防庁次長通知）により市町村等が行う、準中型自動車運転免許等を取得しようとする消防団員に対する間接補助事業等（以下「市町村等補助事業」という。）とする。
- 2 補助の対象となる経費は、市町村等補助事業において対象とする経費とする。
- 3 補助額は、間接補助事業者1人につき、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 普通免許所持者が準中型自動車を運転可能な自動車免許を取得する場合、補助対象経費の1/2、80,000円又は市町村等補助額の1/2のいずれか最も少ない額
 - (2) 普通免許を所持しない者が準中型自動車免許等を取得する場合、補助対象経費の1/3、126,000円又は市町村等補助額の1/2のいずれか最も少ない額
- 4 前項により得られる額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、前項により得られる額が50,000円に満たないときは、当該間接補助事業者について補助金を交付しないものとする。ただし、準中型自動車運転免許の補助対象件数及び予算額を前年度より増加させる場合、または準中型自動車運転免許を取得する消防団員の実質的な負担軽減につながるように市町村等が市町村等補助額を段階的に引き上げることが明らかと認められる場合には、この限りではない。なお、市町村等が市町村等補助額を引き下げる場合には補助金を交付しないものとする。

(交付の条件)

- 第3条 この補助金の交付に際しては、次の条件が付せられるものとする。
- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）及び事業を中止し、又は廃止する

場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。
- (4) 市町村等は、間接補助金等の交付を決定するにあたっては、規則第20条第2項に規定する条件を附さなければならない。
- (5) 市町村等は、規則第17条の規定により返還を命じられた場合のほか、間接補助事業者から間接補助金等の返還を受けたときは、その旨を速やかに県に報告し、補助金に相当する額を県に納付しなければならない。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、規則第4条第1項の規定による交付申請書を提出するものとし、その様式は様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書の提出時期は、毎会計年度別に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする市町村等に通知するものとする。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の提出時期等)

第8条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む。）後30日以内又は当該事業年度3月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 前項においては、規則第8条ただし書きの規定を準用する。

(額の確定通知の様式)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第4号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。

別表（補助事業者等）

| 区分 | 条件 |
|------------------------------------|---|
| <p>市町村 消防団事務を行 う一部事務組合</p> | <p>次の全てを満たすこと。 ①間接補助事業者の免許取得に要する経費の公費助成制度を有すること。 ②3年以上の期間を定め、間接補助金の交付から当該期間を満了するまでの間に、やむを得ない場合を除き、消防団を退団した場合に、当該間接補助事業者の間接補助金の返還を求める制度を有すること。</p> |